

# 令和7年度 第2回 工事支障木公売のご案内

入札日 令和8年2月19日(木)

入札 10時00分 開始  
締切 10時05分 即時開札

入札場所 群馬森林管理署 会議室

| 樹種   | 物件数 | 材積 ( m <sup>3</sup> ) | 備考 |
|------|-----|-----------------------|----|
| 低質材N | 1   | 310.343               |    |
| 低質材L | 1   | 8.502                 |    |
| 合計   | 2   | 318.845               |    |

本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。  
入札が無効となる場合がありますので、必ず公売公告を一読願います。

〒371-8508  
群馬県前橋市岩神町4丁目16-25

群馬森林管理署

TEL : 027 (210) 1203  
FAX : 027 (210) 1248

# 公 売 公 告

令和8年2月4日

分任契約担当官

群馬森林管理署長 野畑 直城

下記のとおり工事支障木の一般競争入札を実施します。入札参加希望者は、公売物件一覧等及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

## 記

### 1 入札及び開札の日時

令和8年2月19日（木）

入札開始10時00分

締切10時05分 締切後即時開札

（ただし、開札は同時に執行している素材公売の後に行います。）

### 2 入札及び開札の場所

群馬森林管理署 会議室

### 3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4-16-25 群馬森林管理署

（2）到着期限 令和8年2月18日（水） 16時00分必着

\*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「工事支障木公売入札書 在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

### 4 入札物件

次の事項については、「工事支障木公売物件一覧」のとおりです。

ア 入札番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

## 5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

## 6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。

## 8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

## 9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

### ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

### イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記

入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。  
なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

## (2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

## (3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

## 10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和8年3月3日（火）までとします。

## 11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

## 12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。年利については、関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、6ヶ月以内とします。

### 1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を群馬森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を群馬森林管理署長に提出して下さい。

### 1.4 搬出期間

搬出期間は次のとおりとします。

- (1) 50m<sup>3</sup>未満 10日間
- (2) 50～100m<sup>3</sup>未満 15日間
- (3) 100m<sup>3</sup>以上 20日間

### 1.5 各規程等の閲覧場所

- (1) 公売物件一覧表、契約書（案）
  - ア 公売物件一覧表：群馬森林管理署又は群馬森林管理署ホームページで閲覧して下さい。
  - イ 契約書（案）：群馬森林管理署で閲覧して下さい。  
群馬森林管理署のホームページアドレス  
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/gunma/index.html>
- (2) 各規程等
  - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
  - イ 国有林野の産物売払規程
  - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
  - エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、群馬森林管理署業務グループ（総括森林整備官）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>

## 16 その他留意事項

(1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。

(2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。

(3) 本公売は工事支障木の販売となります。

工事支障木は治山事業に係る工事の一環として伐採・集積された林産物です。これら物件には土砂などが付着していることに留意のうえ、物件の種類・規格・品質等は必ず現物を熟覧して下さい。

なお、発電利用に供する木質バイオマスの証明については、契約書の記載をもって証明します。記載内容は契約書案の別紙を御確認ください。

(4) 本物件の搬出について、入札にあたり運搬する車両が、運搬区間を走行できるか確認のうえ、入札してください。また、当署ではトラック積込みの受託事業は実施しておりません。御買上者で積込み作業は行って下さい。

(5) 施設管理上ゲートの施錠を致しますので、本物件の熟覧、買受物件の引取り及び搬出の際には前もって群馬森林管理署もしくは下記の森林事務所までご連絡ください。

また、買受物件の引取り作業は、労働安全に努めるとともに、集積箇所付近の立木等を傷つけないようお願い申し上げます。

(6) 納入告知書は、財務省会計センターで一括発行し、本人に直接送付されます。

納入告知書がお手元に届くまで相当の数日を要する場合があります。材の引取りを急ぐ場合には早めに契約を締結して下さい。

(7) 入札結果は、群馬森林管理署ホームページにおいて令和8年2月24日（火）より公表予定ですので、ご確認ください。

なお、入札参加者に対しては、入札執行後に結果をお知らせします。

(8) 山元土場については積雪時搬出不可となります。搬出不可期間の日数分については搬出延期料の該当から除外します。

なお、土場での除雪予定はありませんので、了承のうえ入札ください。

(9) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

詳細については下記ページをご覧ください。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokuyuurinya\\_invoice.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html)

#### 17 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

群馬森林管理署 業務グループ（総括森林整備官）

☎027-210-1209 FAX027-210-1248

物件所在地別連絡先

馬山土場

下仁田森林事務所

☎0274-82-3239

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入 札 年 月 日 令和 年 月 日
- 2 件 名 令和 年度工事支障木公売
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名  
代 表 者 名

分任契約担当官  
群馬森林管理署長

殿

注意： **代理人が入札を行う場合、必ず委任状を提出して下さい。**  
なお、当該年度を有効とする委任状（別紙1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。  
ただし、その場合、委任状（別紙1-2）は、署等ごとに提出する必要があります。

(記載例)

委 任 状

代理人氏名 ○○ ○○

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入 札 年 月 日 令和○○年○○月○○日
- 2 件 名 令和○○年度工事支障木公売
- 3 入札に関する一切の件

令和○○年○○月○○日  
【↑入札日を記載】

住 所 ○○県○○市○○番地  
商号又は名 株式会社 ○○  
代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○

分任契約担当官  
群馬森林管理署長 ○○ ○○ 殿

注意：代理人が入札を行う場合、必ず委任状を提出して下さい。  
なお、当該年度を有効とする委任状（別紙1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。  
ただし、その場合、委任状（別紙1-2）は、署等ごとに提出する必要があります。

委 任 状

私は、都合により \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 委任期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名  
代 表 者 名

分任契約担当官  
群馬森林管理署長

殿

(記載例)

委 任 状

私は、都合により 〇〇 〇〇 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 委任期間  
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
【↑入札日を記載】

住 所 〇〇県〇〇市〇〇番地  
商号又は名 株式会社 〇〇  
代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

分任契約担当官  
群馬森林管理署長 〇〇 〇〇 殿

# 入札書

入札番号 第 号

|   |    |    |    |   |   |   |   |   |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官  
群馬森林管理署長殿

(入札者)  
住所

商号又は名称  
代表者氏名

(代理人)  
氏名

↑ 切り取って入札して下さい。  
必要部数をコピーして下さい。

----- <切り取り線> ----- 第 番札

## 【記載例】 入札書

入札番号 第 〇〇〇 号

|   |    |    |    |   |   |   |   |   |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|   |    | ¥  | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日  
【↑表紙の入札日を記載】

分任契約担当官  
群馬森林管理署長殿

(入札者)  
住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

商号又は名称 株式会社 〇〇  
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(代理人) 【委任状提出の場合は代理人の氏名】  
氏名 〇〇 〇〇

### 暴力団排除に関する特約条項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この制約が虚偽であり、又は、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、及び生年月日の一覧表)を警察に提出することについて同意します。

### 記

#### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役職等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 売 買 契 約 書

|                 |                                |                |            |                              |         |
|-----------------|--------------------------------|----------------|------------|------------------------------|---------|
| 売買物件の<br>所在場所   | 馬山土場                           |                |            |                              |         |
| 売買物件の<br>種類及び数量 | 区分                             | 樹種             | 本数(本)      | 材積(m3)                       |         |
|                 | 副産物                            | 低質材N、低質材L      | 層積         | 318.845                      |         |
|                 | 内訳                             | 令和7年度工事支障木公売物件 |            |                              |         |
|                 |                                | 入札番号           | 樹種         | 本数                           | 材積(m3)  |
|                 |                                | 201            | 低質材N       | 層積                           | 310.343 |
|                 |                                | 202            | 低質材L       | 層積                           | 8.502   |
|                 |                                |                |            |                              |         |
|                 |                                |                |            |                              |         |
| 売買代金            | 売買代金                           | ¥              | 円          |                              |         |
|                 | うち消費税抜代金                       | ¥              | 円          |                              |         |
|                 | 消費税(10%)                       | ¥              | 円          |                              |         |
| 契約保証金           | 免除                             |                |            |                              |         |
| 売買代金納付の方法       | 現金納付分                          | 金額             | 0円         | 納付期限                         |         |
|                 | 延納分                            | 金額             | 円          | 延納担保金額<br>円<br>以上            |         |
|                 |                                | 延納利率           | %          | 延納担保<br>の種類                  |         |
|                 |                                | 延納期間           | 間          | 延納担保<br>提供期限<br>令和 年 月 日     |         |
| 売買物件の引渡方法       | みなし引渡し<br>(別添1のとおり)            |                | 概算売買物件引渡期間 | 代金納付の日又は延納担保提供の日から起算して<br>以内 |         |
| 売買物件の搬出期間       | 引渡の日から起算して 日間<br>(期限 令和 年 月 日) |                |            |                              |         |
| 売買目的の指定         |                                | 施設設置等の指定       |            |                              |         |
| 特約事項            |                                |                |            |                              |         |

※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

※ 発電利用に供する木質バイオマスの証明については、契約物件毎に別紙の文言を記載します。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によつて売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 群馬県前橋市岩神町4-16-25  
分任契約担当官 群馬森林管理署長 野畑 直城 (印)  
登録番号 T8000012050001

買受人 (印)

別紙

## 発電利用に供する木質バイオマスの証明について

入札番号201の場合

入札番号201の物件は、治山事業に係る工事の一環として伐採・集積された林産物のため、一般木質バイオマスであることを証明します。

## 工事支障木公売物件一覧表

公売年度 : 7 実施年月日 : 令和8年2月19日(木)

| 入札番号 | 物件所在地 | 樹種   | 長級 (m)<br>(※1) | 本数<br>(※2) | 材積 (m <sup>3</sup> ) | 集積番号                      | 備考                              |
|------|-------|------|----------------|------------|----------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 201  | 馬山土場  | 低質材N | 2.0            | 層積         | 310.343              | 21-1, 21-2,<br>21-3, 21-4 | 中木山地区災害関連緊急治山工事<br>伐採年度 : 令和7年度 |
| 202  | 馬山土場  | 低質材L | 2.0            | 層積         | 8.502                | 22-1                      | 中木山地区災害関連緊急治山工事<br>伐採年度 : 令和7年度 |
|      |       |      |                |            |                      |                           |                                 |
| 計    |       |      |                |            | 318.845              |                           |                                 |

※1 長級は概ねの長さであり、寸足らずも有り得ます。

※2 本数欄に層積と記載がある物件は、層積から材積を換算したものであるため、材積は推定値となります。

※3 工事支障木は、工事の一環として伐採・集積されたことから土砂が付着しています。

※4 各物件の集積状況は、別添写真のとおりです。

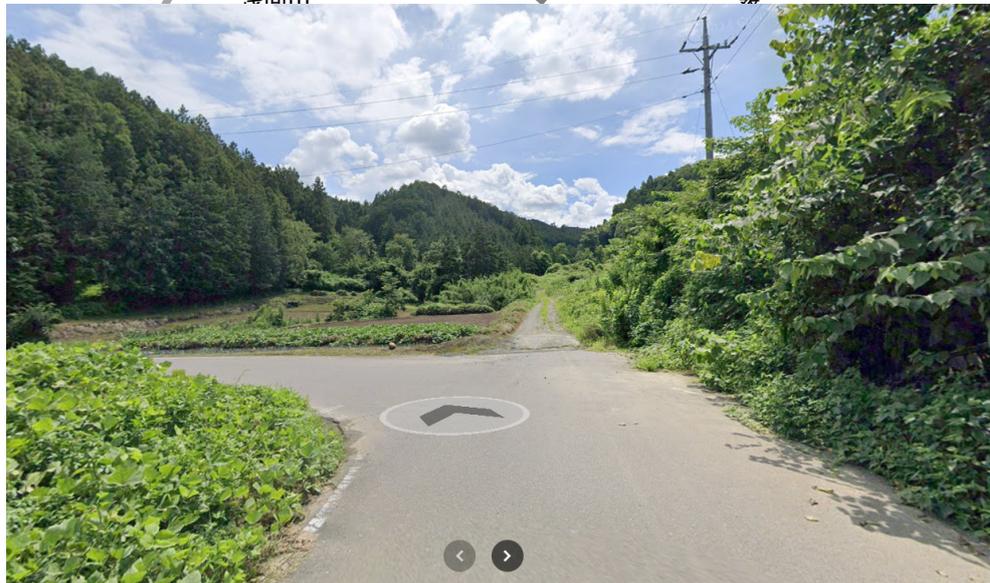
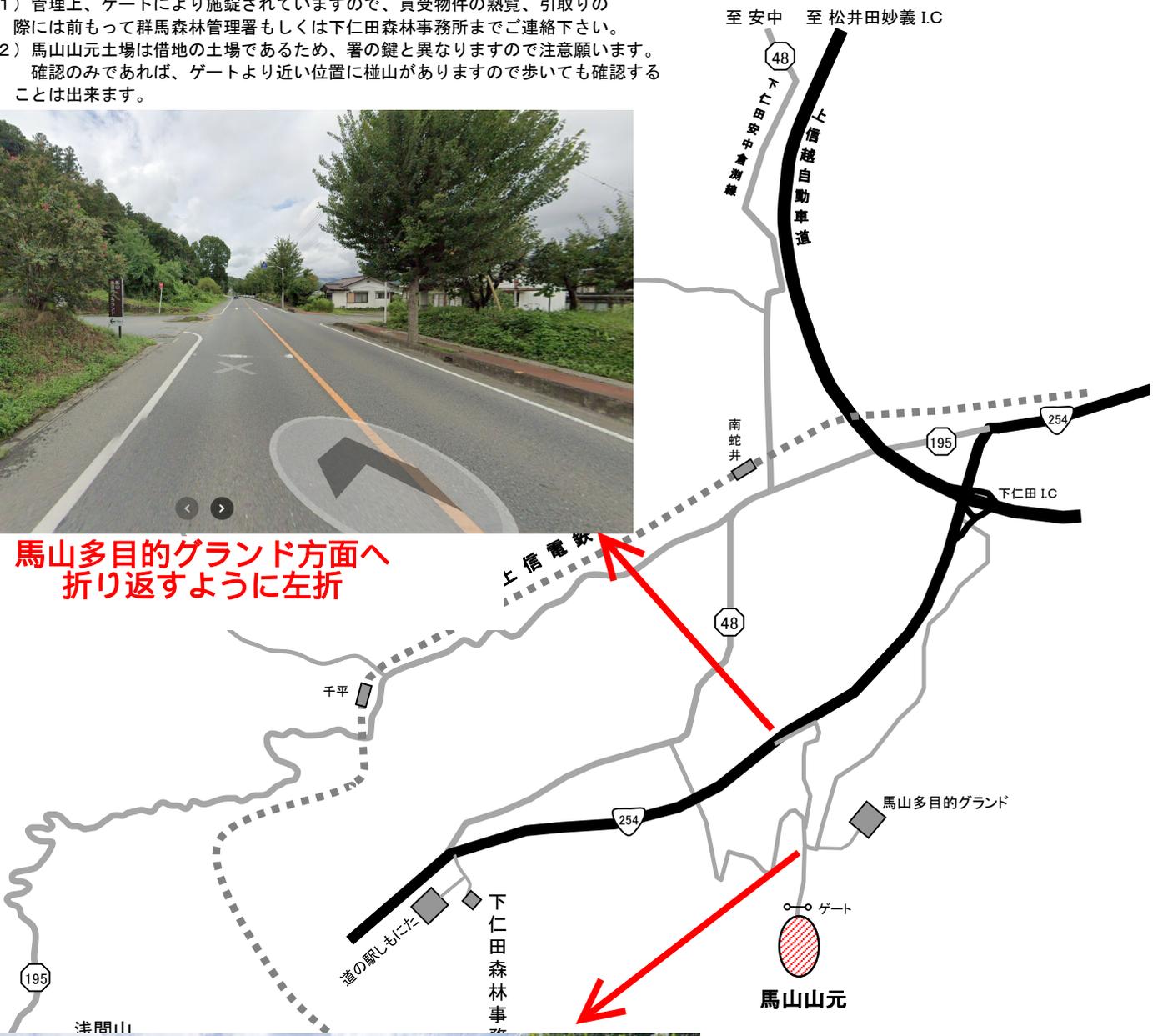
本物件は工事の一環として伐採・集積された工事支障木です。入札番号は他の林産物の公売と混同することを避けること、公売回数を記載しないこととしたため201番からとしております。入札書記載の際は、十分御注意願います。

# 馬山山元土場位置図

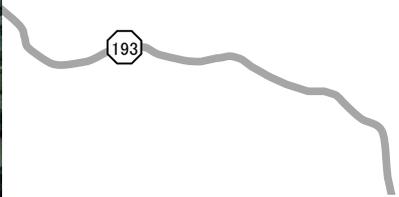
- ※1) 管理上、ゲートにより施錠されていますので、買受物件の熟覧、引取りの際には前もって群馬森林管理署もしくは下仁田森林事務所までご連絡下さい。
- ※2) 馬山山元土場は借地の土場であるため、署の鍵と異なりますので注意願います。確認のみであれば、ゲートより近い位置に柵山がありますので歩いて確認することは出来ます。



馬山多目的グラウンド方面へ  
折り返すように左折



砂利道に向かって直進  
(道なりに行かない!)



別添

| 入札<br>番号 | 初 入 札 |     |     | 再 入 札 |     |     |
|----------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
|          | 応札枚数  |     | 金 額 | 応札枚数  |     | 金 額 |
|          | 順位    | 氏 名 |     | 順位    | 氏 名 |     |
| 201      | 1     |     |     | 1     |     |     |
|          | 2     |     |     | 2     |     |     |
|          | 3     |     |     | 3     |     |     |

集積番号：21-1, 21-2, 21-3, 21-

合計材積：310.343 m<sup>3</sup>

撮影日：令和8年1月29日

土砂付着あり



別添

| 入札<br>番号 | 初 入 札 |     |     | 再 入 札 |     |     |
|----------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
|          | 応札枚数  |     | 金 額 | 応札枚数  |     | 金 額 |
|          | 順位    | 氏 名 |     | 順位    | 氏 名 |     |
| 202      | 1     |     |     | 1     |     |     |
|          | 2     |     |     | 2     |     |     |
|          | 3     |     |     | 3     |     |     |

集積番号: 22-1

合計材積: 8.502 m<sup>3</sup>

撮影日: 令和8年1月29日

土砂付着あり



# 森林内で作業される 事業者のみなさまへお願いします。

本県の山林においてCSF(豚熱)ウイルスに  
感染した野生イノシシが確認されています！

CSFウイルスは、感染した野生イノシシのフンにも混ざっているため、靴底や衣服、車のタイヤなどに付着した土などによって運ばれる可能性があります。感染拡大を防ぐため、作業終了後、靴底やタイヤの土をよく落としてください。

土の中にウイルス  
がいる可能性が！



- 作業場所から引き上げる時、車両等に乗る前に、作業靴の裏、作業着、道具等に付着した土をよく落としてください。
- **靴底や、車両のタイヤなどは可能な限り、洗浄・消毒をお願いします。**
- 山林内に入った後は養豚場へ近づかないようお願いします。
- 死亡している野生イノシシを発見した場合はお手数ですが、下記まで連絡をお願いします。

## CSF(豚熱)とは

CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。

感染豚は、唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排出し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法が無く、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されています。

豚・イノシシの病気であり人には感染しません。